

論文要旨説明書

報告論文のタイトル：

著作権法におけるルール対スタンダード：フェアユースの法と経済学

報告者・共著者（大学院生は所属機関の後に（院生）と記入してください。）

報告者氏名：絹川 真哉

所属：駒澤大学

共著者 1 氏名：

所属：

共著者 2 氏名：

所属：

論文要旨（800字から1200字、英文の場合は300から450語）

日本の著作権制限規定を、現行の個別規定から米国フェアユースのような一般規定に変更すべきなのか。この問題を、法と経済学における「ルール対スタンダード」に関する既存研究をもとに考察し、議論したい。

伝統的なルール対スタンダードの法と経済学論文は、法制定におけるルールとスタンダードの費用と便益を比較する。ここで、「ルール」とは、経済主体間で生じうる係争を解決するために事前に設定された詳細かつ具体的な規則である。様々な事態を事前に想定してそれら規則を作成する際に大きな費用が発生する一方、適用の予見可能性が高く、事後の運用費用を低くすることができる。次に、「スタンダード」とは、係争の解決を裁判によって事後的に行う際に参照される規範である。種々の事態に適用される一般性故に個々の事態の事前の想定を必要とせず、作成費用は低い、適用の予見可能性は低く、事後の運用費用が高くなる。より頻繁に生じる事象に対してはルールが、頻繁には起こらないが重大な影響を与える事象、そして、技術変化等によって変化の大きい事象にはスタンダードが望ましい。クラウドなど、新しい技術とビジネスモデルによって様々な新しい形の著作物利用が起こりうる現在の状況からは、スタンダード、すなわちフェアユースのような一般規定の便益が比較的大きいと思われ、その導入が支持されうる。

ルール対スタンダードの法と経済学研究には、費用便益にもとづく分析だけではなく、経済主体間の交渉や裁判において、ルールとスタンダードが各経済主体の行動にそれぞれどう影響するのかを分析した研究もある。それらの研究成果は、ルールとスタンダードの長所・短所を、費用便益分析とは異なる視点から明らかにする。当事者間の交渉がルールよりもスタンダードにおいて効率的に行われうる一方、スタンダードのもとでの裁判では訴訟対策により多くの費用をかける当事者が有利になりうる。

ただし、以上の既存研究成果を著作権侵害に適用する際には、著作権侵害行為の外部効果が問題になる。著作権者にとって短期的には損害をもたらす侵害行為でも、ネットワーク外部効果やユーザーイノベーションの誘発が、市場全体のみならず著作権者に対しても長期的には便益をもたらす可能性がある。したがって、スタンダードによって裁判所の裁量が大きくなった時、短期的な利益を重視するような著作権者に有利な判決がなされると、社会厚生はルールの場合よりも小さくなる可能性がある。フェアユースのような権利制限の一般規定を導入する際に重要なのは、裁判所が社会全体の利益を正しく把握し、その最大化を目的とした判断を行うことである。